

横浜市営交通経営審議会運営要綱

制 定 令和4年6月15日交経管第157号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年12月27日横浜市条例第65号 以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市営交通経営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（組織）

第2条 委員は、学識経験者や交通事業に関し識見を有する者、その他交通事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める者のうちから管理者が任命する。

2 委員の任期は、委嘱された日より2年とする。

3 委員の代理は、認めないものとする。

4 任期の途中で、委員に欠員が生じたときは、第1項の規定に基づき管理者が補充の委員を任命することができる。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任することができる。

6 条例第12条第3項で規定する臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員（以下「臨時委員等」という。）は、管理者が適当と認める者のうちから管理者が任命する。

7 前項の規定に基づき任命する臨時委員等は、条例第12条第2項で定める審議会の委員の定数に含まないものとする。

8 臨時委員等の任期は、当該特別又は専門の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（会長）

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、審議会の議長となり会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（招集及び議事）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、管理者が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。なお、Web会議サービスによる会議の参加は、開催会議の定足数に含める。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して意見の陳述、説明その他必要な

協力を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 横浜市の有する情報の公開に関する条例（平成12年2月25日横浜市条例第1号）第31条の規定により、審議会の会議は、一般に公開するものとする。ただし、同条各号に該当する場合、会長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、出席した全委員の承諾を必要とする。
- 3 会長は、会議を非公開とするときは、その旨を宣告するものとする。
- 4 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(会議の傍聴)

第6条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 3 前項に規定する定員については、会議の都度、会長が定めるものとする。ただし、会長が選出されていないときは、管理者が定める。
- 4 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 5 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 6 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。
- 7 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をしたときは、当該傍聴者に会議の運営に協力を求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(関係行政機関等の傍聴)

第7条 関係行政機関及び報道機関については、傍聴者の定員に含めないものとし、会長の指示に従い傍聴できるものとする。

- 2 報道機関の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。
- 3 報道機関が会場内の写真撮影、録画、録音等を行う場合は、会議の開始前までに限りこれを認めるものとする。

(会議資料の配付)

第8条 審議会の会議を公開するときは、傍聴者等に会議資料を配付するものとする。この場合において、図面・地図、写真、報告書等の会議資料について、会長が認めたときは、傍聴者等に配付するのではなく、会場において閲覧させる方法に代えることができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月28日横浜市条例第31号）第3条第2項の規定により次のとおりとする。

| 職名 | 報酬の額 |
|---------|-------------|
| 会長である委員 | 日額 30,000 円 |
| 委員 | 日額 25,000 円 |

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、経営管理部経営管理課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月15日から施行する。